

内装設計基準

1. 一般事項

(1) 本建物は、全館避難安全性能に係る大臣認定を取得しています。次の事項を行う場合は大臣認定との関係で設計内容に制約が生じます。

合同施設は、建築基準法に基づく全館避難安全性能に係る大臣認定を取得しているため、次の①～②の内容については、原則として実施できません。

① 店舗内に天井まで到達する間仕切壁及び建具を設置すること

② 店舗の天井の高さを変更すること（区画概要書に示す有効天井高より低くすること）

※ 店舗に天井まで到達する間仕切壁を新たに設置する場合は、天井高さとの関係で間仕切壁設置の可否又は設置できる間仕切壁の位置及び建具の開口幅に制限が生じる場合があります。

（2）関連法規

店舗の内装設計や設備設計に当たっては、下記の法規が関連しますので、十分検討の上、計画してください。

- 1) 建築基準法及び関連規定
- 2) 消防法及び関連規定
- 3) 横浜市建築基準条例
- 4) 横浜市火災予防条例
- 5) 食品衛生法及び関連規定、薬事法
- 6) 電気設備技術基準・同解釈及び内線規定
- 7) 建築物環境衛生管理法
- 8) ビル衛生管理法
- 9) その他関連法規及びそれに準ずるもの

2. 防災規則

(1) 全ての壁及び天井の下地材・仕上材は、準不燃以上としてください。

(2) 壁面及び天井をクロス類の仕上げとする場合、クロス類による基材同等の認定品となる材料を使用してください。

(3) カーテン類は、第一次防炎処理加工された材料を使用し、一枚毎に防炎ラベルを縫い付けてください。

(4) カーペットの床材は、防炎処理を施した材料を使用し、防炎ラベルを貼り付けてください。

(5) 防炎・消火設備の機能を妨げないよう、十分検討の上、設計してください。

(6) 廉間やその他火を使用する設備または器具を設ける場合は、その部分の壁、天井は消防長の指定する有効な不燃材を使用してください。

(7) 店舗内のレイアウト等によっては消防署の指導により防災設備が新たに必要となる場合があります。予めご承知おきください。

3. 内装設計に関する事項

- (1) 区画境界線を越えて共用部分に造作物、陳列什器等は設置できません。
- (2) 床の積載荷重は、2900N/m²となっておりますので、この範囲で設計してください。集中荷重等の特殊な荷重条件のある場合は、事前に設計監理者と協議してください。
- (3) 車体のはつりはできません。
- (4) 本建物の外部及び共用部に面する建具の色彩変更はできません。
- (5) 防火区画を形成する部分の建具の変更はできません。
- (6) 出入口の開口幅寸法は、避難安全検証上、原則として本設計より小さくすることはできません。
- (7) 店舗内の点検口や、設備操作器具等の機能を妨げないように、計画してください。
- (8) アトリウムにおいて、イベント（小コンサートや放送番組収録、展示などの催し物）が行われます。予めご承知おきください。